

## 封書を使用した新たな手口

長崎県内において、  
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」  
と記載されたハガキが届いたという相談が数多く寄せられて  
いるところですが、新たに、**封書**を使用する架空請求詐欺の  
手口を認知しました。

### 封筒

封筒に差出人の記載はない



不安をあおるため「重要」の印が押  
されている

短い期限を定めすぐに電話させよう  
とする

公的機関を連想させる名称で、電話  
を求める

### 通知書 (A4サイズ)

「最終告知」、「民事訴訟」などの言  
葉が使われている

総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

平成30年9月28日

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、  
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が  
提出されました事をご通知致します。  
管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させてい  
だきます。  
尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立  
ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを  
強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交  
付を承諾していただくようお願い致します。  
裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け賜わってお  
りますので、職員までお問合せ下さい。  
なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人  
様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月5日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関  
取り下げ等のお問合せ窓口  
受付時間 9:00-17:00(土日、祝日除く)

### ～被害防止のポイント～

- ・ 記載された電話番号には絶対連絡しないでください！
- ・ お金の請求や裁判などに関するハガキや封書、メールが  
届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してく  
ださい。

※関係機関等におかれましても各種広報誌等で必ず回覧をして頂きますようお願いいたします。